

別記様式（第3条関係）

北海道教育委員会教育長告示第45号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和6年4月1日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

（教育委員会所管分その5）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
北海道市町村立高等学校等就学支援事業 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）に基づき、市町村立高等学校等の生徒等に対して、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金（以下この項において「就学支援金」という。）を支給することにより、市町村立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。	市町村立高等学校等に在学する生徒等のうち、法第4条の規定に基づき、就学支援金の支給を受ける資格を有することについて北海道教育委員会の認定を受けた者	法第6条の規定に基づき支給する就学支援金の額	10分の10以内	教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 別に指示する様式	教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 教育庁学校教育局 高校教育課	教育長	
北海道市町村立高等学校等就学支援事業（学び直し支援金） 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）第2条に規定する高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金（以下この項において「就学支援金」という。）の支給期間の経過後も、卒業までの間、継続して学び直し支援金を支給することにより、市町村立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。	市町村立高等学校等に在学する生徒等のうち、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付け25文科初第1446号通知）第3条に該当し、北海道教育委員会の認定を受けた者	法第6条の規定に基づき支給する就学支援金に相当する額	10分の10以内	教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 別に指示する様式	教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 教育庁学校教育局 高校教育課	教育長	